

選定要領と指定の歴史

区分	時期	出来事	特徴・選定方針	候補地または指定された国立・国定公園名		備考・時代背景
				国立公園	国定公園	
戦前の第1次指定	大正12年	内務省衛生局による国立公園候補地16箇所の選定	<ul style="list-style-type: none"> ・原始性の高い山岳の大風景地と伝統的風景観にもとづく名勝地が混在 ・山岳景観が中心（瀬戸内海を除き） ・地方の要求はあまり考慮せず、内務省が調査に基づき選定 	大沼公園、阿寒、登別、十和田湖、磐梯山、上高地、立山、白馬岳、日光、富士、大台原、瀬戸内海、大山、温泉公園、阿蘇山、霧島		志賀重昂「日本風景論」：明治27年 ウェストン「日本アルプスの登山と探検」：明治19年 ・内務省内で官房地理課と衛生局保健課が対抗 それぞれが候補地調査 ・衛生局の16箇所は両者の統合
	昭和6年4月	国立公園法の制定	<ul style="list-style-type: none"> ・制度づくりを先行 ・地域制の採用 ・保護と利用（風景開発）が目的だが、明文の規定なし 			<ul style="list-style-type: none"> ・財政難で法制化が頓挫（大正14年） ・外国人誘致、外貨獲得への期待 ・十和田湖、黒部等で進行する電力開発計画への危機感
	昭和6年9月	国立公園ノ選定ニ関スル方針	<ul style="list-style-type: none"> ・「厳選シ濫設ヲ戒ムベキ」 ・同一風景型式を代表して傑出するのが国立公園とした ・各風景型式ごとに国立公園は一つ 数を厳選 <p>必要条件：自然的風景地で区域が広大 国を代表し世界の観光客を誘致する魅力</p> <p>副次条件：多数の利用に適する 国有地等を主とする、 社寺、史蹟名勝等の人文景観も評価対象</p>			
	昭和9年～11年	第1期12国立公園の指定	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に大正12年の16候補地から選定、新規追加は大雪山のみ ・大沼、登別、磐梯山は落選 	昭和9年3月：瀬戸内海、雲仙、霧島 昭和9年12月：大雪山、阿寒、日光、中部山岳、阿蘇 昭和11年2月：十和田、富士箱根、吉野熊野、大山		<ul style="list-style-type: none"> ・富士箱根等で名称について議論 ・中部山岳 吉野熊野 は名称公募
戦時体制下での国立公園の全国配置の検討	昭和17年	国土計画対策委員会による新たな国立公園候補地選定	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生省・文部省・農林省・陸軍省等から構成 国民精神の涵養、鍛錬、体力向上の観点から、国土計画的視点で自然風景地の適正な配置を検討 ・運動、休養、鍛錬の場として国立公園を人口稠密な地方に配置 	新規指定候補地 9地域： 道南（支笏湖、洞爺湖、定山溪、登別一帯）、八幡平（岩手山、田沢湖を含む）、磐梯・吾妻、三国山脈（谷川岳から上信越高原一帯）、奥秩父、大島（利島、式根島等を含む）、琵琶湖、石鎚山、英彦山・耶馬溪 区域拡張候補地 4地域： 富士箱根、吉野熊野（朝熊山、鳥羽海岸、志摩台地等）、瀬戸内海（淡路島、鳴門、児島湾等）、雲仙（島原、九十九島等）		<ul style="list-style-type: none"> ・昭和16年国立公園委員会廃止 ・昭和19年～国立公園行政一時停止
戦後すぐの国立公園追加指定及び国定公園指定	昭和21年～25年	5国立公園の指定、2公園の拡張	<ul style="list-style-type: none"> ・GHQの統制下で国立公園行政を再建（昭和23年国立公園部設置） ・国立公園候補地のオーソライズはなく、昭和17年の候補地をベースに順次追加指定 ・伊勢志摩は特例的に先行、他の候補地は昭和24年のリッチー勧告を待って指定 	新規指定：5 伊勢志摩、支笏洞爺、上信越高原、秩父多摩、磐梯朝日 国立公園編入：2 那須・塩原・鬼怒川 日光 鳴門・淡路島・宮島等 瀬戸内海		<ul style="list-style-type: none"> ・終戦後全国的に国際観光熱が勃興 ・「国破れて山河あり 残された美しい自然風景を観光資源として国民経済活動に供せんとする機運」 ・「全国よりの国立公園指定運動は、ますます熾烈」 ・昭和22年第1回国会で指定請願45件 ・「従来の国立公園だけでは受けきれない」
	昭和24年	国立公園法改正	<ul style="list-style-type: none"> ・「準ずる地域」を制度化 ・特別保護地区制度の追加 		国定公園第1期指定： 佐渡弥彦、琵琶湖、耶馬日田英彦山	

区分	時期	出来事	特徴・選定方針	候補地または指定された国立・国定公園名		備考・時代背景
				国立公園	国定公園	
戦後1回目の自然公園体系の整備	昭和27年9月	自然公園選定要領の策定（国立公園審議会答申）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観評価の枠組みとして景観区概念を導入した 自然風景地を風景型式に分類し、各型式が支配する範囲を景観区とした ・ 景観の評価は110点満点中、地形60点、地被30点、自然現象及び文化景観20点 ・ 複数の景観区を持つ風景地のくくり方については、 原則として1景観区 = 1公園 二つ以上の景観区が近接し、利用上緊密な関係がある場合には併合 = 大公園主義 の二つの議論があったが、 を原則とした ・ 公園の配置については、国立公園は考慮せず、国定公園は利用の利便を考慮し、全国配置の適正を図ることとした ・ 指定と同時に公園計画を策定する方針を導入 			
	昭和27年9月	19カ所の自然公園候補地の選定（国立公園審議会答申）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国定公園級以上の候補地として選定 ・ 国立、国定の格付け、新規指定か拡張かは保留 ・ 選定要領に即し、候補地45カ所を風景型式別に区分して検討 ・ 各風景型式ごとに地形、地被、自然現象及び文化景観の三つの観点から検討。しかし採点は試行のみ、委員会では採用せず ・ 国定公園の全国配置（利用の観点）は考慮せず景観の観点のみから選定 	八幡平、三陸海岸、伊豆半島、伊豆七島、妙高戸隠、白山、若狭湾、但馬海岸、青海島須佐湾、秋吉台、石鎚山、渭南海岸、博多湾松浦湯、九十九島、五島、天草、日南海岸、錦江湾及び屋久島（19カ所のうち海の風景地15カ所）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和26年当時 国立公園部では従来の調査により全国約250カ所の自然景勝地リストを作成 ・ 約50カ所から国立・国定公園の指定申請提出 ・ 各地で指定運動が盛り上がり、収拾がつかない状態
	昭和29年8月	19候補地の指定方針の決定（国立公園審議会答申）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国立・国定の格付け、単独指定又は拡張指定の別、及び名称案を決定 ・ 厳選主義が基調。国立公園は総数20カ所程度が目標とされた * 八幡平以下、山地の候補地についてはいずれも風景型式の代表ではないとして国立公園には含められず ・ 海の公園指定への方向性確立 消極論（細長い区域で面積小、利用上の制約が大）を積極論（海国日本を代表し世界に誇れる海岸風景は国立公園とすべき）が圧倒 ・ 今回の候補地選定で、国立・国定公園の体系は殆ど完了との認識 	新規指定候補地：4 三陸海岸 陸中海岸 五島 西海 九十九島 " 屋久島 屋久島 区域拡張候補地：1 伊豆半島 富士箱根伊豆	新規指定候補地：14 八幡平 八幡平 伊豆七島 伊豆七島 妙高戸隠 妙高戸隠 白山 白山 若狭湾 若狭湾 但馬海岸 山陰海岸 青海島須佐湾 北長門海岸 秋吉台 秋吉台 石鎚山 石鎚 渭南海岸 足摺 博多湾松浦湯 玄海 天草 天草 日南海岸 日南海岸 錦江湾 錦江湾	八幡平等の取り扱いについてはなお異論あり、継続検討
	昭和30年～31年	指定方針に基づく国立・国定公園の指定等	方針通り指定 方針を変更して指定	新規指定：2 西海、陸中海岸 区域拡張：1 富士箱根伊豆 国定公園候補地の国立公園編入：2 八幡平 十和田八幡平（名称変更） 妙高戸隠 上信越 既指定国定公園の国立公園編入：1 天草 雲仙天草（名称変更） * 屋久島は昭和39年に霧島に編入 霧島屋久国立公園に	新規指定：11 伊豆七島、白山、若狭湾、山陰海岸、北長門海岸、秋吉台、石鎚山、足摺、天草、日南海岸、錦江湾	

区分	時期	出来事	特徴・選定方針	候補地または指定された国立・国定公園名		備考・時代背景
				国立公園	国定公園	
自然公園制定	昭和32年		<ul style="list-style-type: none"> ・国定公園、県立自然公園の体系整理 ・都市公園法とほぼ同時に制定 地域制自然公園と都市公園の役割分担確定 			<ul style="list-style-type: none"> ・県立公園は戦前から自治体が先行して取組 ・昭和26年にすでに国立公園審議会から法案要綱答申
新法施行後の一連の国定公園指定	昭和32年	国定公園候補地の選定（自然公園審議会答申）	<ul style="list-style-type: none"> ・主として利用の面を考慮した大都市周辺の公園として選定 		新規候補地：5 金剛生駒、三河湾、南房総、水郷、北九州	
	昭和33年～34年	答申に基づき指定	<ul style="list-style-type: none"> ・三河湾、金剛生駒、南房総、水郷の4公園は、前年の答申に基づくもの。人口密度の大きい大都市近郊に位置し、広く国民大衆が利用するための公園 		新規指定：4 三河湾、金剛生駒、南房総、水郷	<ul style="list-style-type: none"> ・金剛生駒指定運動は戦前より20年 ・三河湾も10年近い指定運動
		候補地外から指定	<ul style="list-style-type: none"> ・網走、大沼の2公園は、主として景観の価値から指定 ・なお、この2カ所が候補地選定を経ず急遽諮問されたことについて審議会で論議があり、当局より近い将来自然公園体系如何について諮問を行う旨表明 		新規指定：2 網走、大沼	<ul style="list-style-type: none"> ・大沼、網走は北海道初の国定公園
戦後2回目の国立・国定公園の体系整備	昭和36年12月	新たな国立公園候補地の選定（自然公園審議会答申）	<ul style="list-style-type: none"> ・国立公園指定・昇格要望11カ所をベースに国定公園要望箇所や知床半島等、未要望箇所についても検討 選定の基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ・国立公園の選定基準を引き下げるのは適当でないが、あまり箇所数の制限に拘泥するのも適当ではない ・同一風景型式でも現に指定されている国立公園と遜色ないと認められる箇所は指定対象に 1風景型式1公園の原則があいまいに ・近接して既設の国立公園がない場合は独立の公園に、既設の公園があって関連して利用される場合は区域拡張 ・景観評価において、地被、生物等をより尊重 *知床は要望なしで候補地に選定 	単独指定候補地：4 知床半島 南アルプス 白山国定公園（昇格） 山陰海岸国定公園（昇格）		<ul style="list-style-type: none"> ・レジャーブーム、利用の急増 ・都道府県から多くの指定要望
	昭和37年4月	新たな国定公園候補地の選定（自然公園審議会答申）	<ul style="list-style-type: none"> ・知事から申し出の14箇所について審議 ・自然景観が国立公園に準ずることを第一要件としつつも、利用性、全国的な適正配置も十分考慮 ・大都市周辺で利用性の特に高いところについては、野外休養地としての利用価値を高く評価（二セコ積丹小樽海岸、丹沢、飛騨木曾川） 	既設国立公園への編入候補地：4 大根崎～広田湾 伊豆七島国定公園 隠岐・島根半島・三瓶山・蒜山 錦江湾国定公園・屋久島	陸中海岸 富士箱根伊豆 大山 霧島	
	昭和37年～42年	答申に基づく国立公園・国定公園の新規指定・区域拡張		新規指定：4 白山（昇格）、山陰海岸（昇格）、南アルプス、知床	新規指定：10 二セコ積丹小樽海岸、鳥海山、蔵王、丹沢、飛騨木曾川、剣山、八ヶ岳中信高原、室戸阿南海岸、丹沢大山、祖母傾、高野竜神	
昭和40年	候補地外から指定		区域拡張：4 霧島屋久（名称変更）、大山隠岐（名称変更）、陸中海岸、富士箱根伊豆		新規指定： 利尻礼文	

区分	時期	出来事	特徴・選定方針	候補地または指定された国立・国定公園名		備考・時代背景
				国立公園	国定公園	
野外レクリエーション利用の急増に対応した自然公園体系の整備	昭和42年6月	国定公園候補地追加選定（3回目） （自然公園審議会答申）	・申し出のあった12箇所について検討 ・都市周辺のレクリエーションエリアの確保を考慮 ・都市に近接し利用性の著しく高い自然の風景地、また二府県以上に跨り、保護、利用を一元的に図ることが適当な自然の風景地を国定公園として積極的に指導育成していく		新規指定候補地：10 下北半島、栗駒、妙義荒船佐久高原、天竜奥三河、能登半島、越前海岸、鈴鹿、氷ノ山後山那岐山、西中国山地、杵岐対馬 区域編入候補地：3 筑波 水郷 丹後半島 若狭湾 北松浦・伊万里湾 玄海	第2回の国定公園候補地の指定作業が完了後もなお、12箇所の単独・追加指定要望
	昭和43年4月	自然公園等の確保に関する方針の策定 （自然公園審議会 自然公園制度の基本的方策に関する答申）	・国立公園 新規指定等は厳格に行う ・国定公園 自然保護に重きをおくものと、大都市の周辺に位置して利用性を重視するものとの二つのタイプに分け、 については、配置を考慮せず指定、 については、利用の分散の見地から、大都市周辺の適地に野外レクリエーション需要に応じて積極的に開発 ・東海道メガロポリスにおいては、利用性の高い日帰り休養地型の自然公園の必要性大 ・明治の森国定公園は小面積だが密度の高い自然公園のモデルとして指定 ・海域にも海中公園として特別保護地区・特別地域を設定		具体の指定方針については昭和42年の国定公園候補地答申で対応	・国立・国定公園の過剰利用の分散 ・大都市周辺におけるレクリエーションエリアの必要性
	昭和42年 昭和43年～45年	昭和42年の候補地及び43年の基本的方策答申に沿った国定公園の指定	明治の森国定公園 東海自然歩道沿線の保護と整備への対応		新規指定：2 高尾、箕面 新規指定：4 愛知高原、揖斐関ヶ原養老、室生赤目青山、大和青垣 区域拡張：3 天竜奥三河、飛騨木曾川、琵琶湖	
	昭和43年～44年		42年の候補地に基づく指定		新規指定：9 能登半島、越前加賀海岸、下北半島、栗駒、鈴鹿、杵岐対馬、天竜奥三河、西中国山地、妙義荒船佐久高原、氷ノ山後山那岐山 区域拡張：2 若狭湾（丹後半島）、水郷筑波（筑波山）	
海中公園制度の創設	昭和45年	自然公園法改正		海中公園地区指定 昭和45年 雲仙天草、霧島屋久等 3公園/15地区 昭和46年 陸中海岸、山陰海岸 2公園/8地区 昭和47年 小笠原、足摺宇和海等 4公園/30地区 昭和50年 吉野熊野、大山隠岐 2公園/6地区 昭和52年 西表 1公園/4地区 平成2年 山陰海岸 1公園/1地区 平成6年 富士箱根伊豆 1公園/2地区 平成7年 足摺宇和海 1公園/2地区 平成14年 霧島屋久 1公園/3地区	海中公園地区指定 昭和45年 玄海、日南海岸 2公園/11地区 昭和46年 佐渡弥彦、能登半島等 4公園/17地区 昭和47年 室戸阿南海岸、沖縄海岸等 3公園/11地区 昭和49年 南房総等 3公園/20地区 昭和53年 杵岐対馬等 2公園/6地区 平成9年 北長門海岸 1公園/1地区	

区分	時期	出来事	特徴・選定方針	候補地または指定された国立・国定公園名		備考・時代背景
				国立公園	国定公園	
環境庁発足後の体系的な国立公園・国定公園整備方針の策定 (体系的な指定方針の策定はこれが最後)	昭和46年12月	自然公園選定要領の改正	<ul style="list-style-type: none"> ・評価対象とする景観要素として、従来の「地形」、「地被」、「自然現象及び文化景観」に、「野生動物」等を追加。また、新たに海中景観の景観要素として、「海中動植物」、「海中地形」等を提示 ・国立・国定公園の面積要件を明示 (国立：約3万[㊦] / 海岸は約1万[㊦] 国定：約1万[㊦] / 海岸は約3千[㊦]) ・自然性の要件として、一定面積の原始的な景観核心地域を有すること等を追加 			
	昭和46年11月及び12月	国立公園・国定公園候補地の追加選定 (自然公園審議会答申)	<ul style="list-style-type: none"> ・高まりつつある自然保護への国民的要望に対応 ・すぐれた海中景観等、新たな評価が加えられた地域も含め候補地を検討 	新規指定候補地：3 + (1) 小笠原 利尻礼文国定公園(サロベツ編入) 足摺国定公園 なお、復帰前だが、西表にも言及 編入候補地：4 裏摩周・藻琴山 阿寒 会津駒ヶ岳・帝釈山 日光 南島海岸 伊勢志摩 東紀州海岸 吉野熊野	新規指定候補地：8 日高山脈・えりも、津軽、男鹿、越後三山・只見、熊野枯木灘、日豊海岸、九州中央山地、奄美群島 編入候補地：2 小佐渡・福浦・米山 佐渡弥彦 和泉・葛城 金剛生駒	昭和43年 小笠原復帰 昭和47年 沖縄復帰
	昭和47年～平成9年	昭和46年の指定方針等に基づく国立・国定公園の指定		S47 新規指定：2 西表、小笠原 国定公園から格上げ：2 足摺宇和海(名称変更) 利尻礼文サロベツ(名称変更) S48 区域拡張：1 吉野熊野(東紀州海岸) S52 区域拡張：1 伊勢志摩(南島海岸)	S47 新規指定：3 沖縄海岸、沖縄戦跡 (復帰に伴う指定) 北九州(S32の候補地) S48～50 新規指定：5 男鹿、越後三山只見、日豊海岸、奄美群島、津軽 S56/57 新規指定：2 日高山脈襟裳、九州中央山地 大規模追加指定：1 米山 佐渡弥彦米山 H8/9 大規模追加指定：1 和泉葛城 金剛生駒紀泉	
個別に指定	昭和54年～		<ul style="list-style-type: none"> ・特異な植生の保護(早池峰) ・低層湿原をすぐれた景観として評価(釧路湿原) ・貴重な高層湿原(暑寒別) 	S62 新規指定：1 釧路湿原	S54 新規指定：1 南三陸金華山 S57 新規指定：1 早池峰 H2 新規指定：1 暑寒別天売焼尻 H9 大規模追加指定：1 見島・角島 北長門海岸	
公園計画の全面的再検討に着手	昭和48年	国立公園計画の再検討要領(自然保護局長通達)	自然保護の強化を基調 地種区分等詳細計画の策定促進 境界線の明確化			